

都城美の足跡

都城市は、1月1日に新市誕生10周年を迎えます。これを記念して、都城島津邸と都城市立美術館は、「都城の絵画文化」をテーマに合同展を開催します。雪舟ゆかりの絵師から現代作家まで、都城島津家の領地として繁栄した都城での芸術の変遷をたどります。

都城島津邸の企画展

都城島津邸では、室町時代から江戸時代に活躍した絵師に焦点を当て、絵画作品や収蔵の古文書などを展示します。

● 都城島津邸 ☎23-2116

● 見どころ1

室町時代の水墨画の大家雪舟等楊（雪舟）や、雪舟の弟子で都城市に水墨画を伝えた秋月等観（秋月）の作品を、県内初展示。

● 見どころ2

戦国時代から江戸時代初期にかけて活躍した、都城島津家の絵師財部盛陳作の「波図屏風」を修復し、16年ぶりに公開。



秋月等観「白鷺図」(部分図)
岡山県立美術館所蔵



雪舟等楊「渡唐天神図」
岡山県立博物館所蔵

絵画文化の芽生え

室町時代に起源を有する都城の絵画文化は、水墨画の大家雪舟に弟子入りした薩摩武士秋月を紹介して、幕を開けました。

狩野派の浸透

戦国時代以降、織田信長や豊臣秀吉から重用された絵師狩野永徳を筆頭に、狩野派が画壇の中心的存在になっていきます。狩野家は、江戸幕府御用絵師の座に就き、門下に薩摩藩をはじめとする諸藩の絵師が集まりました。

絵画技法の伝来

江戸時代、都城島津家の絵師の多くも狩野派へ入門。技法を身に付けて帰郷した絵師らは、都城島津家や島津本家に仕え、領内に絵画文化を伝え広めました。
● 家臣として、絵師として

江戸時代後期、都城島津家作成の地誌「庄内地理志」の絵図を絵師が描いています。また、都城島津家所蔵の文書を、絵師が書き写し冊子にした事例もあり、領内で活躍した絵師たちの、家臣としての側面をうかがい知ることができます。



伝 財部盛陳「波図屏風」

会期

● 都城島津邸

12月19日(土)～2月7日(日)

※毎週月曜日(祝日の場合は翌日)、12月28日(月)～1月1日(金)は休館

● 都城市立美術館

1月2日(土)～2月28日(日)

※毎週月曜日(祝日の場合は翌日)は休館

入館料

(一)は20人以上の団体割引料金または、周遊割引料金です。島津邸本宅の入場料は別途、小学生以上1000円です。

● 共通券(12月19日(土)～2月7日(日)まで販売)

一般500円(450円)、高校生・大学生400円(350円)、中学生以下無料

● 各施設の入場券(単館券)

一般350円(300円)、高校生・大学生300円(250円)、中学生以下無料



市立美術館の企画展

市立美術館では、近・現代の美術を振り返り、九州管内で所蔵されている作品12点を含む、油絵や日本画など約60点を展示します。日本を代表する近代美術家・黒田清輝らの影響を交えながら、山内多門や山田新一ら都城の美術家たちを中心に展示。

併せて、都城にゆかりのある現代作家32人の作品を紹介することで、時代ごとの美術表現の変化を感じることができます。

● 都城市立美術館 ☎25-1447

洋画の始まりと日本画

西洋文化に触れ、近代へと向かう時代に生きた明治から大正、昭和の画家の作品を紹介。

旧薩摩藩からは、工部美術学校で学んだ曾山幸彦や、フランスから新しい技法を持ち帰った黒田清



黒田清輝「湘南風景」 鹿児島市立美術館所蔵

輝など、洋画の始まりの時期に活躍した画家が輩出されました。都城からは、パリで学び20世紀前半のフォービスム（野獣派）などからいち早く影響を受けた山田新一が登場しました。



山田新一「R嬢の像」

日本絵画では、西洋美術の技法を取り入れた新しい日本画が生まれました。都城出身の山内多門や益田玉城は、新しい日本画の興隆に寄与。伝統的技法と近代的技法を融合させた風景画や人物画など、優れた作品を残しました。



野口徳次「田の神舞」

明治以降の都城の美術

明治時代以降の美術は、教育制度の進展を通じて広く普及しました。本展では、都城で美術教育に携わった丸田省吾、古池三三郎、野口徳次らの作品を展示し、大正時代に富松良夫らが結成した美術グループ「白陽会」や、美術愛好者によって組織された美術団体の活動も紹介します。



山内多門「白雲の図」(部分図)

現代と表現者

個展や公募展などで作品を発表してきた、本市ゆかりの作家32人の作品を一堂に展示。今回、地域の画家に目を向けることで、それぞれの作品から、豊かな表現と現代を生きる私たちへのメッセージを感じ取ることができます。

周遊割引で3施設を観覧

合同展開催期間中、都城歴史資料館、都城島津邸（共通券／単館券）、都城市立美術館（共通券／単館券）の入場券の半券を提示すると団体料金で観覧できます。12月19日（土）～2月28日（日）

関連イベント（入場無料）

● 講演会「雪舟と都城」

武士から画僧となった秋月など、雪舟に関わりのあった人物や地域を紹介。そこから発展した都城の絵画文化をひも解きます。

日時 1月24日（日） 14時開演

場所 ウエルネス交流プラザ

講師 九州産業大学教授 渡邊雄二さん

● 出品作家アーティスト・トーク

日時 1月5日（火）、2月20日（土）

15時～

場所 市立美術館

● 担当学芸員

各館ギャラリートーク

都城島津邸

日時 1月17日（日）・31日（日）、2月7日（日） 14時～

都城市立美術館

日時 1月16日（土）、2月6日（土）

20日（土） 14時～

平成27年度 都城市文化賞

都城市文化賞は、都城市文化賞条例に基づき、本市の文化の向上や発展に顕著な業績または、功労のあった個人や団体に対し贈呈するもので、旧都城市も含め、これまでに99人・7団体が受賞しています。今年度は、水光正仁さん（学術部門）、尾川清子さん（文化功労部門）を選考し賞を贈呈しました。

◎問い合わせ 生活文化課 ☎23-2132

学術部門



水光 正仁さん
(宮崎市清武町)

横市町出身の水光さんは、宮崎大学農学部教授として学生を指導する傍ら、市内の食品関連企業との共同研究や市民大学講座の講師を務めるなど、本市の学術研究の振興と発展に寄与しました。

また、最先端技術を駆使したタンパク質機能の研究や、食と健康の研究などに取り組んでいて、平成25年にはこれらの研究成果がイギリスの科学誌に掲載されるなど、国内外で高い評価を得ています。また、ブルーベリーの葉の成分が南九州の風土病と言われる成人T細胞白血病を予防することを明らかにし、医療分野の発展にも貢献しています。

文化功労部門



尾川 清子さん
(菫蒲原町)

本市における書道文化の普及拡大に努め、地域の文化の醸成と向上に功績のあった尾川さん。本市美術展（市美展）で2度の大賞を受賞した実力を生かし、近年は日本文化を広く海外に伝えようと、書の海外展を開くなど積極的な取り組みを続けています。他にも、詩吟や詩舞、日本の歌を披露する活動なども行っています。

県書道協会都城支部長を長年にわたって務めた尾川さん。現在も、都城書道協会副会長や都城美術書道協会事務局長として、本市の美術書道の発展に尽力するとともに、後進の指導に力を注いでいます。

12月は 飲酒運転 根絶強化月間

みんなのチカラで 飲酒運転を根絶!



都城警察署管内の飲酒運転検挙者数は、平成19年から5年連続で県内ワースト1位。平成24年は同ワースト2位、平成25年より2年連続で同ワースト1位となっていて、現在も飲酒運転で検挙される人が後を絶たない状況です。このことから市では、交通関係機関や団体による早朝と夕方の街頭啓発活動、ハンドルキーパー推奨店への協力依頼など、飲酒運転をさせない環境づくりに取り組んでいます。

◎問い合わせ 生活文化課 ☎23-7183

飲酒運転 しないさせない みんなのチカラ

12月は、飲酒する機会が増えることから、飲酒運転検挙者数が増加する傾向にあります。飲酒運転は重大な交通事故に直結する、極めて悪質で危険な犯罪です。同乗者やアルコールを提供した人も厳しく罰せられます。一人一人の心掛けで、都城市から飲酒運転を根絶しましょう。

県内の飲酒運転検挙者

県全体	243件	(昨年 -33)
1位 日向	54件	(昨年 +16)
2位 宮崎北	40件	(昨年 -14)
3位 延岡	27件	(昨年 ± 0)
⋮	⋮	⋮
6位 都城	22件	(昨年 -16)

(平成27年1月1日～10月31日まで)

高齢者の交通事故が多発

11月17日現在、県内の交通事故死者数は43人となっていて、そのうち28人が65歳以上の高齢者です。

都城警察署管内でも死者6人中4人が高齢者となっていて、特に、歩行中の高齢者の死亡事故が多く見られます。

事故に遭わないためにも、道路を横断するときは、左右をしっかり確認し、夜間に外出するときは、反射材を着用しましょう。

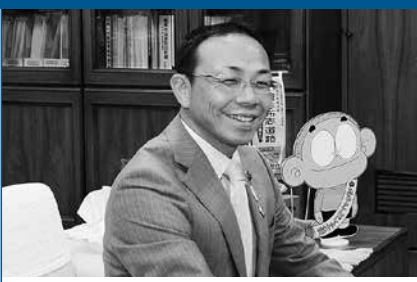
ふるさと納税 上半期の寄付額が全国1位

昨年10月にリニューアルした「都城市ふるさと納税」。総務省の調査で、平成27年4月から9月の本市への寄付額が、全国1位になりました。今回の特集では、ふるさと納税の主旨などについて紹介します。

◎問い合わせ 総合政策課 ☎23-2115

「ふるさと納税」に込める 池田市長の思い

総務省から10月23日に発表された今年度上半期のふるさと納税実績で、寄付額が13億3,300万円となり、市町村別で日本一となりました。大変ありがたいことであり、御寄付をいただいた皆さんや、おいしい肉や焼酎などを生産していただ



ている関係者の皆さんに心から、感謝申し上げます。

都城市ふるさと納税制度は、昨年10月にリニューアルして丸1年が経過しました。このことから、本市ではふるさと納税を、今後とも強力に推進して参りたいと考えています。

1年前、都城を知って頂くPRツールとして再構築した本市ふるさと納税は「肉と焼酎のふるさと・都城」を、全国の皆さんに知って頂く大きな力になっていると考えています。

併せて、①本市のPRはもちろんのこと、②御寄付を頂くことによる財政効果、③お贈りする肉・焼酎などの特産品は全て地元から購入することによる経済効果、④品質管理、顧客満足度といった、市役所にはない新しい感覚を醸成する職員の意識改革にもつながる効果があり、ふるさと納税はまさに「一石四鳥」の効果があると考えています。

ふるさと納税とは

ふるさと納税制度は、地域間格差や過疎などによる税収の減少に悩む自治体の問題を解消するため、平成20年に創設されました。生まれ故郷や住んでいる所とは別の自治体に寄付した場合、住んでいる都道府県や市町村の住民税などが控除されます。また、寄付した自治体からお礼の品や特典が贈られます。

寄付者に贈る本市の特産品

市では、寄付者に贈るお礼の品を日本一の「肉と焼酎」に特化。牛肉は全て「都城産」、豚肉は都城のブランド豚としています。また、焼酎は、売上高3年連続1位の霧島酒造をはじめ、市内4つの蔵元が製造する焼酎をそろえています。品質が高くおいしいものをより多く贈ります。

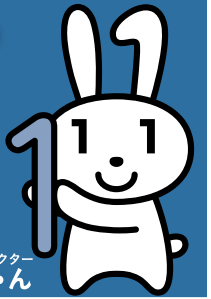


寄付者から寄せられた温かい声

- ・都城市に行ったことはありませんが、きつと緑豊かな素晴らしい所でしょうね。機会があったら、伺ってみたいと思います
- ・今まで都城市のことは知りませんでした。今回のふるさと納税で都城を知ることができ、興味を持ちました
- ・私の家族では、お肉の話題で、子ども達まで「都城市」を覚えてきました
- ・ふるさと納税を通して都城市のファンになりました。今度、旅行してみようと思います
- ・「霧島」を愛飲しています。「都城」の名前の響きがいいですね
- ・昨年いただいた牛肉が大変おいしくて、都城に行ってみました。しかし、なかなか行けないので、またふるさと納税をします。地元産業の発展に注力していて、大変良いことだと思います
- ・ふるさと納税2回目です。家族で、都城市を訪れてみたいです。この寄付が、子どもたちの心を豊かにする施策に役立てられることを期待しています

平成28年1月以降は

マイナンバーが 必要になります



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

マイナンバーが必要な手続きでは、通知カードおよび本人確認書類（写真付きのものであれば1点、写真無しのものであれば2点以上）が必要になりますので、必ず持参ください。なお、具体的な手続きなどは、直接、担当課へ問い合わせください。

マイナンバーが必要な主な手続き

税関係

●退職所得に係る市県民税の納入申告

福祉や社会保障関係

●補装具、日常生活用具給付の申請

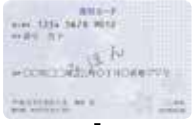
●償却資産の申告
●固定資産税の減免申請
問 資産税課 ☎23-2124

●軽自動車税の減免申請
問 市民税課 ☎23-2123

●特別徴収義務者の所在地・名称変更
●特別徴収の納期の特例に係る手続き

●特別徴収義務者の所在地・名称変更

通知カード



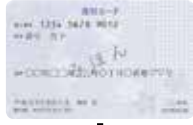
+



確認書類

顔写真がないものは、保険証や年金手帳など2点以上

通知カード



+



確認書類

顔写真があるものは、運転免許やパスポートなど1点（パス券を除く）

個人番号カードであれば1枚でOK



●障害者手帳（身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳）の申請

●特別児童扶養手当、自立支援医療費の申請

●特別障害者手当、障害児福祉手当の申請

●障害福祉サービス・児童通所給付費の申請

●戦没者などの遺族に対する特別弔慰金・特別給付金などの申請

福祉課

☎23-29800



●児童手当、児童扶養手当の支給に関する手続き

●妊娠の届出（母子手帳の交付）

●低出生体重児の届出

●養育医療の申請

●母子家庭等高等職業訓練・教育訓練給付金申請

問 こども課 ☎23-2684



●保育所・認定こども園の申請

問 保育課 ☎23-4894



●生活保護の申請
問 保護課 ☎23-2764

●介護保険証、負担割合証、負担限度額認定証などの手続き

●介護予防・居宅サービス計画作成依頼の届出

●要介護（要支援）認定の申請

●福祉用具購入、住宅改修、負担限度額、高額介護サービス費などの給付の申請

●介護保険料の減免、徴収猶予などの申請

問 介護保険課 ☎23-2114

●国民健康保険証、後期高齢者医療保険証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証などの手続き

●出産育児一時金、高額療養費、補装具など療養費の支給申請

問 保険年金課 ☎23-2127

●市営住宅の各種手続

問 建築課 ☎23-2091

代理人が手続きするときは、次の書類が必要です

①委任状

②代理人の身元確認書類

③本人の個人番号カード・通知カードまたはその写しなど

事業主の皆さん1月は償却資産の申告月です

申告の準備を お願いいたします



工場や商店、農業を営んでいる、駐車場やアパートを貸しているなどの事業を行っている人は、毎年1月1日現在で所有している償却資産を申告する必要があります。

◎問い合わせ
資産税課 ☎23-2124

「償却資産」とは

固定資産税でいう「償却資産」とは、土地、家屋以外の事業用に使われる資産のことで、課税の対象となります。

例えば、会社や個人で工場、商店、理・美容店、病院、建設業、アパート・借家経営、農業などの事業をしている人が、その事業のために使用する構築物や機械、機具（器具）、備品などが償却資産に当たり、課税対象となります。

ただし、事業用として使用しているも、自動車のように自動車税（軽自動車税）の対象となっていないものなどは、除きます。

なお、償却資産の免税点は、1

50万円です。所有している償却資産の評価額（課税標準額）の合計が150万円未満の場合、固定資産税は課税されませんが、申告は必要です。

Q 申告するものがなくても申告しないといけないの？

A 償却資産は、法令で毎年申告することが義務付けられています。償却資産を所有していない場合や課税されない場合でも申告が必要です。正当な理由がなく申告をしなかった場合や、虚偽の申告をした場合は、罰金などの罰則規定の対象となります。

Q 確定申告のとき「減価償却資産申告」をする予定でも、別に申告しないといけないの？

A 「減価償却資産申告」は確定申告などで税控除を目的に申告するもので、課税を目的とする固定資産税の「償却資産申告」とは異なります。

事業用として市内に所有する償

却資産は、市長に対して申告しなくてはなりません。

申告の方法

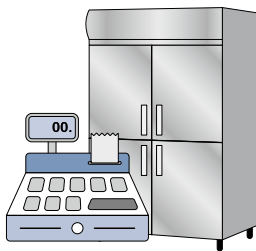
12月下旬に申告書を送付しますので、償却資産の所有状況を記入

対象物の具体例

1月1日現在で所有している事業用の構築物や、機械、機具（器具）、備品などです。主な業種別の具体例は次のとおりです。

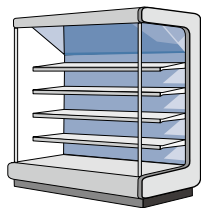
◎飲食店

厨房設備
冷蔵庫
レジスター
応接備品



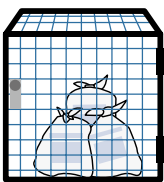
◎小売業

ショーケース
冷蔵ストッカー
レジスター
食品スライサー



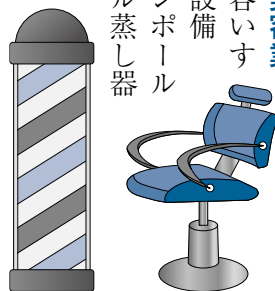
◎アパート・借家経営

駐輪場
屋根付き車庫
ごみ収集ボックス



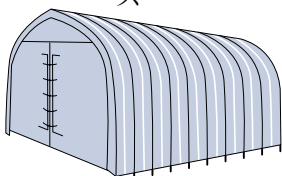
◎理・美容業

理美容いす
洗面設備
サインポール
タオル蒸し器



◎農業

家畜用設備
農耕用器具
ビニールハウス



◎各種共通

看板
駐車場舗装
街頭照明設備
受変電設備
空調設備
太陽光発電設備など

